

栃木県広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、栃木県広告掲載要綱（平成17年11月17日制定）第3条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告媒体への広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広告媒体に掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、信用性と信頼性のある適切なものでなければならない。

(屋外広告に関する基本的な考え方)

第3条 屋外広告の内容及びデザインについては、当該広告を掲出する地域の特性に配慮するとともに、地域の美観風致及び交通の安全を阻害するものであってはならない。
なお、この基準に定める屋外広告とは、栃木県屋外広告物条例（昭和39年栃木県条例第64号）第5条に定める許可を要するものをいう。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融
- (4) たばこ
- (5) ギャンブルに係るもの（当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条第1項に基づく当せん金付証票及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）第8条に基づくスポーツ振興投票券に係るものを除く。）
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 各種法令に違反しているもの
- (8) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (9) 県税に滞納があるもの
- (10) 栃木県の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの又は指名停止に該当する行為を行ったもの
- (11) その他前各号以外で、社会問題を起こしている業種や事業者

(掲載基準)

第5条 次の各号に定めるものは掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの

- エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - オ 政治団体による政治活動を目的とするもの
 - カ 宗教団体による布教推進を目的とするもの
 - キ 非科学的又は迷信に類するもので、県民に不安を与えるおそれのあるもの
 - ク 社会的に不適切なもの
 - ケ 特定の主義主張を含むもの（意見広告を含む。）
 - コ 県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
 - サ その他広告媒体に掲載することが妥当でないと認められる内容を含むもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 根拠のない表示や誤認を招くような表現のもの
 - イ 射幸心を著しくあおる表現のもの
 - ウ 虚偽の内容を表示するもの
 - エ 法令等で認められていない業種・商法・商品
 - オ 国家資格等に基つかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
- ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現のもの
 - ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現のもの
 - エ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
 - オ ギャンブル等を肯定するもの
 - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの

(屋外広告に関する都市景観上の基準)

第6条 屋外広告の内容及びデザイン等が次の各号のいずれかに該当し、都市の美観風致を損なうおそれがあるものは掲載しない。

- (1) 会社名、商品名を著しく繰り返すもの
- (2) 彩度の高い色、原色、金銀色を広範囲に使用するもの
- (3) 著しくどぎついもの及びくどいもの
- (4) 景観と著しく違和感があるもの
- (5) 意味なく、身体の一部を強調するようなもの
- (6) 著しくデザイン性の劣るもの
- (7) 意味が不明なもの等、公衆に不快感を起こさせるもの

(屋外広告に関する交通安全上の基準)

第7条 屋外広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当し、交通事故を誘発する等、交通の安全を阻害するおそれのあるものは掲載しない。

- (1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの
- ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの
- イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ 水着姿及び裸体姿を表示し、著しく注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等、判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密であるもの

(ホームページに関する基準)

第8条 ホームページへの広告に関しては、ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

(個別の基準)

第9条 この基準に規定するもののほか、広告媒体の性質に応じて、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、栃木県広告掲載要綱第4条第1項に定める広告媒体を所管する課等の所属長が別途基準を作成することができる。

(業種等の個別の基準及び留意事項)

第10条 具体的な表示内容等に関する業種等の個別の基準及び留意事項は、別表のとおりとする。

附 則

この基準は、平成17年11月17日から適用する。

附 則

この基準は、平成18年8月17日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年7月4日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月30日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年2月29日から適用する。

附 則

この基準は、平成28年10月31日から適用する。

附 則

この基準は、平成30年7月31日から適用する。

附 則

この基準は、令和元年6月28日から適用する。

別表

1 人材募集 広告	(1) 人材募集に見せかけて、売春等の勧誘やあつ旋の疑いのあるものは認めない。 (2) 人材募集に見せかけて、商品・材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。
2 語学教室 等	習得の安易さや授業料・受講料の安価さを強調する表現は使用しない。
3 学習塾・ 予備校等（専 門学校及び家 庭教師派遣業 を営むものを 含む。）	合格率など実績を載せる場合は、実績年もあわせて表示する。
4 外国大学 の日本校	日本の学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める大学ではないことを明確に表示すること。
5 資格講座	(1) 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現は使用しない。また、該当する資格が国家資格ではないことを明確に表示すること。 (2) 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現は使用しない。また、資格取得には別に国家試験を受ける必要があることを明確に表示すること。 (3) 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としているものは掲載しない。 (4) 受講費用が全て公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。
6 病院、診 療所、助産所	医療法（昭和 23 年法律 205 号）第 6 条の 5 及び第 6 条の 7 の規定、関連法令、厚生労働省の告示、同省の医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関する広告等に関する指針（医療広告ガイドライン）に定める広告規制等の関連規程に従うこと。
7 施術所 （あん摩マッ サージ指圧・ はり・きゅ う・柔道整 復）	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 7 条又は柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）第 24 条の規定により広告できる事項以外は、一切広告できない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設の広告は掲載できない。
8 医薬品、 医薬部外品、 化粧品、医療 機器（健康器	(1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 66 条及び第 68 条に定める規定に該当する広告は掲載できない。 (2) 医薬品等適正広告基準（平成 29 年 9 月 29 日付薬生発 0929 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）に抵触する広告は掲載できない。

具、コンタクトレンズ等)	
9 食品（健康食品等を含む）	<p>(1) 食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）第 9 条、第 17 条、第 23 条、第 31 条、第 36 条及び第 39 条で規定されている表示禁止事項について、広告に記載することはできない。</p> <p>(2) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 31 条第 1 項の規定により、食品として販売に供する物に関して広告するときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示はできない。</p>
10 介護保険法に規定するサービス・その他高齢者福祉サービス等（老人保健施設を除く）	<p>(1) サービス全般（老人介護施設を除く）</p> <p>ア 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。</p> <p>イ 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>ウ その他、サービスを利用するに当たって、「栃木県事業受託事業者」など、有利であると誤解を招くような表示はできない。</p> <p>(2) 有料老人ホーム</p> <p>(1)に規定するもののほか、</p> <p>ア 有料老人ホームについては、有料老人ホームの設置運営標準指導指針（平成 14 年 7 月 18 日付老発第 0718003 号厚生労働省老健局長通知）に規定する事項を遵守し、同指針の別表における有料老人ホームの類型及び有料老人ホームの表示事項に基づく表示をすること。</p> <p>イ 県の指導に基づいたものであること。</p> <p>ウ 有料老人ホーム等に関する不当な表示（平成 16 年公正取引委員会告示第 3 号）に抵触しないこと。</p> <p>(3) 有料老人ホーム等の紹介業</p> <p>ア 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。</p> <p>イ その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。</p>
11 不動産事業	<p>(1) 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 32 条及び第 33 条に定める誇大広告等の禁止又は広告の開始時期の制限に違反する広告を行ってはならない。</p> <p>(2) 不動産の表示に関する公正競争規約（平成 17 年公正取引委員会告示第 23 号）による表示規制に従う。</p> <p>(3) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、宅地建物取引業法による免許証番号等を明記する。</p> <p>(4) 不動産売買や賃貸の広告の場合は、取引態様、物件所在地、面積、建築年月日、価格、賃料、取引条件の有効期限等を明記する。</p>

12 弁護士・ 税理士・公認 会計士等	掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
13 旅行業	(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。ただし、補償については広告内に全て記載してある必要はなく、詳細内容が掲載されているホームページ等への誘導等があればよいものとする。 (2) 行程にない場所の写真等、不当表示に注意する。
14 通信販売 業	連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が明確に表示されていること。
15 雑誌・週 刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。 (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。 (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (7) 未成年、心神喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
16 映画・興 業等	(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (6) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。
17 トランク ルーム及び貸 し収納業者	(1) 「トランクルーム」は倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第 25 条の規定により認定を受けた優良トランクルームであること。また、認定を受けている旨及び認定番号を表示すること。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、倉庫業法に基づくトランクルームではないことを明確に表示すること。
18 規制業種 の企業による 規制業種に関	本基準第 4 条で定める規制業種に該当する企業による、規制業種に関連するもの以外の内容の広告は、本基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認める。

<p>するもの以外 の内容の広告</p>	
<p>19 その他、 表示について の注意点</p>	<p>(1) 割引価格を表示する場合、「メーカー希望小売価格の30%引き」等、対象となる元の価格の根拠を明示すること。</p> <p>(2) 比較広告は、主張する内容が客観的に実証されていること。</p> <p>(3) 無料で参加・体験できるものは、別途費用がかかる場合がある場合には、その旨明示すること。</p> <p>(4) 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。</p> <p>(5) 肖像権・著作権については、無断使用がないか確認をする。</p> <p>(6) メーカー希望価格の存在しないもの（宝石等）については、虚偽の表現に注意し、必要に応じて公正取引委員会に確認すること。</p> <p>(7) アルコール飲料については、未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示する。</p>